

項目	概要
<p>①一部の診療科における医大等での研修年数の見直し (<u>上限3年→3年6ヶ月</u>)</p>	<p>医大の専門研修プログラムのうち、研修期間が4年以上で、医大での研修が2年半以上必要とされているプログラムでは、<u>県費奨学生医師の医大等での研修の上限が3年間であることから、<u>県費奨学生医師のキャリア形成に支障を来しているため、研修上限年数を見直すもの。</u></u></p>
<p>②指定従事医療機関以外での勤務にかかる手続きを要綱上に規定</p>	<p>配置案の策定にあたって、指定従事医療機関以外での勤務については、<u>本人(医局)から研修目的等を記載した書面を徴している。現状、運用で行っているこの手続きについて、<u>要綱上に明記する。</u></u></p>
<p>③外科の症例数等報告書を不要とする</p>	<p>外科の配置先医療機関においては、「症例数等報告書」により救急搬送件数や配置された医師の診療実績等を毎年度配置センターに報告することが定められているが、報告書により確認する必要性が低いことから、外科の症例数等報告書を不要とする。</p>